

## 東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来の地域農業の担い手の育成・確保を図ることを目的とする東浦町経営体育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)及び補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助金」とは、町長が交付する次に掲げるものをいう。

(1) 国要綱第3に規定する融資主体型補助事業による補助金

(2) 国要綱第3に規定する追加的信用供与補助事業による補助金

2 この要綱において、「補助対象者」とは、前項第1号の補助金の交付の対象となる者をいう。ただし、東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は含まない。

3 この要綱において、「基金協会」とは、第1項第2号の補助金において交付の対象となる愛知県農業信用基金協会をいう。

4 この要綱において、「補助対象者等」とは、前2項の「補助対象者」及び「基金協会」をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国要綱別記1第4の1（1）及び（2）に定める額とする。

ただし、補助対象者等ごとの上限額は、300万円とする。

(対象経営体調書の提出)

第4条 国要綱第3の1（1）アの融資主体型補助事業による補助金の交付を希望する補助対象者は、融資主体型補助事業対象経営体調書（国要綱別紙様式第1-1号別添2）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者等は、補助対象者にあつては東浦町経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）補助金交付申請書（様式第1）を、基金協会にあつては東浦町経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）補助金交付申請書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者等は、前項の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る

仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、東浦町経営体育成支援事  
業補助金交付決定通知書(様式第3)によりその旨を補助対象者等に通知する。

(事業の着工)

第7条 国要綱第3に規定する融資主体型補助事業及び追加的信用供与補助事業(以  
下「整備事業」という。)の着工は、原則として前条の交付決定を受けた後に行う  
ものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に着工しなければならない場合は、東  
浦町経営体育成支援事業交付決定前着工届(様式第4)を町長に提出しなければな  
らない。

2 補助対象者等は、整備事業に着工したときは、速やかに東浦町経営体育成支援事  
業着工届(様式第5)を提出しなければならない。

(状況報告及び立入検査等)

第8条 町長は、経営体育成支援事業(以下「支援事業」という。)の適正な執行を  
図るため必要があると認めるときは、補助対象者等に対し、当該支援事業の遂行の状  
況に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書  
類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(支援事業の遂行等の指示)

第9条 町長は、補助対象者等が提出する報告等により、その支援事業が補助金の交  
付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当  
該補助対象者等に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示する  
ことができる。

(竣工)

第10条 補助対象者は、整備事業が竣工した場合には、速やかに東浦町経営体育成支  
援事業竣工届(様式第6)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助対象者等は、支援事業が完了したときは、補助対象者にあつては東浦町  
経営体育成支援事業(融資主体型補助事業)補助金実績報告書(様式第7)を、基  
金協会にあつては東浦町経営体育成支援事業(追加的信用供与補助事業)補助金実  
績報告書(様式第8)を町長に提出しなければならない。

2 第5条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助対象者等は、前項の  
規定による実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税  
等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければ  
ならない。

3 第5条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助対象者等は、第1項  
の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告によ  
り仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により

減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額) について、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東浦町経営体育成支援事業補助金交付額確定通知書(様式第10)により補助対象者等に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者等は、速やかに東浦町経営体育成支援事業補助金請求書(様式第11)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第14条 町長は、補助対象者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を補助対象者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき又は補助対象者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助対象者等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項に規定する返還命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助対象者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するために取った措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第16条 補助対象者等は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助対象者にあつては当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）まで、基金協会にあつては、国要綱第3の追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了（保証債務の償還、求償権の回収又は償却が終了した時点をいう。）するまで、保存しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



様式第1（第5条関係）

## 年度東浦町経営体育成支援事業 （融資主体型補助事業）補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

経営体名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、融資主体型補助事業に係る補助金円の交付を申請する。

### 記

（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費  (A) + (B) + (C)	経費の内訳			備 考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		補助金  (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 経営改善目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 ( 年度)	2年度目 ( 年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

※町長が必要と認めるものがあれば添付すること。

様式第2（第5条関係）

年度東浦町経営体育成支援事業  
（追加的信用供与補助事業）補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

愛知県農業信用基金協会  
会長

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、追加的信用供与補助事業に係る補助金 \_\_\_\_\_ 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

3 経費の内訳（実績）

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 2/15	備 考
農業近代化資金				
農業改良資金・就農支援資金				
その他の資金				
計				

- 4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

※町長が必要と認めるものがあれば添付すること。

様式第3（第6条関係）

## 東浦町経営体育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました東浦町経営体育成支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

補助金の額

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第4（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

### 年度東浦町経営体育成支援事業交付決定前着工届

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、指令前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

#### 記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

様式第5（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

### 年度東浦町経営体育成支援事業着工届

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：必要に応じ、工程表等を添付すること。

様式第6（第10条関係）

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

### 年度東浦町経営体育成支援事業竣工届

年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
法	
竣工検査年月日（または予定日）	
引き渡し年月日（または予定日）	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第7（第11条関係）

年度東浦町経営体育成支援事業  
（融資主体型補助事業）補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A) + (B) + (C)	経費の内訳			備 考
	着工 (予定 ) 年月 日	竣工 (予定 ) 年月 日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 経営改善目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 ( 年度)	2年度目 ( 年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

写真（事業名の標示及び機械の形式が確認できるように撮影）

融資主体型補助事業の場合は、融資機関からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類

その他、この事業に関する書類の写し

様式第 8 (第 11 条関係)

年度東浦町経営体育成支援事業  
(追加的信用供与補助事業) 補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

愛知県農業信用基金協会

会長

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画 (又は実績)
- 3 経費の内訳 (実績)

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 2/15	備 考
農業近代化資金				
農業改良資金・就農支援資金				
その他の資金				
計				

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

追加的信用供与補助事業による保証実績を証する書類を添付すること。

様式第9（第11条関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

東浦町長

経営体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、東浦町経営体育成支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）参考となる資料を添付すること。

様式第 10 (第 12 条関係)

## 東浦町経営体育成支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで提出があった実績報告書について、書類の審査等を行ったところ、交付決定の内容等に適合していますので、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金の額

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 11 (第 13 条関係)

## 東浦町経営体育成支援事業補助金請求書

年 月 日

東浦町長

住 所  
氏 名

年 月 日付けで額の確定がありました東浦町経営体育成支援事業補助金  
について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 店 農 協
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当座
(フリガナ)	
口座名義人	